

デリバティブ取引約款新旧対照表

デリバティブ取引約款

2022年7月

FXTF GX デリバティブ取引約款

(中略)

第6条 (取引口座)

(1) お客様は、当社が取り扱うデリバティブ取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、デリバティブ取引用の「通貨デリバティブ口座」を開設するものとする。

(2) お客様は、「通貨デリバティブ口座」開設後に、「通貨デリバティブ口座」内に別途開設される各取引専用の口座（以下、総称または個別に「取引専用口座」という。）により取引を行うものとし、各取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、各々の「取引専用口座」を通じて処理される。

(3) 【FXTF GX】の口座開設については、「通貨デリバティブ口座」の開設と同時に「取引専用口座」が開設され、取引を開始できるものとする。

(4) 当社は、お客様の本取引口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、取引時確認を行う。

(中略)

第18条 (証拠金の預託)

(1) お客様は店頭外国為替証拠金取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保する

2022年12月

FXTF GX デリバティブ取引約款

(中略)

第6条 (取引口座)

(1) お客様は、当社が取り扱うデリバティブ取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、デリバティブ取引用の「デリバティブ口座」を開設するものとする。

(2) お客様は、「デリバティブ口座」開設後に、「デリバティブ口座」内に別途開設される各取引専用の口座（以下、総称または個別に「取引専用口座」という。）により取引を行うものとし、各取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、各々の「取引専用口座」を通じて処理される。

(3) 【FXTF GX】の口座開設については、「デリバティブ口座」の開設と同時に「取引専用口座」が開設され、取引を開始できるものとする。

(4) 当社は、お客様の本取引口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、取引時確認を行う。

(中略)

第18条 (証拠金の預託)

(1) お客様は店頭外国為替証拠金取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保する

ため、当社に証拠金を預託し、維持しなければならない。但し、お客様が当社に預託する証拠金その他通貨デリバティブ口座に係る金銭に対して、当社は付利しない。

(2) 【FXTF GX】取引に必要な証拠金の預託

(a) お客様は、【FXTF GX】取引を行うに際し、当社が別途 FXTF GX 取引説明書「8. FXTF GX 取引要綱」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。

(b) 当社は経済情勢の変化等に伴い取引証拠金率を変更することができるものとし、当社が取引証拠金率を変更したときは、お客様の未決済ポジションに対しても変更後の取引証拠金率が適用されるものとする。

(c) 証拠金維持率は当社の定める一定割合を下回ってはならないものとする。

(d) お客様の口座全体の証拠金率（全体証拠金率）が、当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、当社の定める一定の水準を下回ってはならないものとする。

(3) お客様は各口座の出金可能額の範囲内で通貨デリバティブ口座内の他の口座に振替えることが出来る。但し、当社は当該振替出金した金額を、振替と同時に振替前の口座の出金可能額から即時控除するものとする。

第 19 条（通貨デリバティブ口座からの出金）

(1) お客様は、各口座から出金可能額の範囲内で出金することができる。

(2) お客様から出金可能額の全部又は一部の返還請求があったときは、原則として、当社は当該返還請求を受け付けた日から遅くとも 3 銀行営業日以内に、取引口座の解約にともなう返還請求の場合は当該返還請求を受け付けた日から 5 銀行営業日以内に、当該返還請求にかかる額をお客様名義の銀行口座宛てに日本円で返還する。

(3) 通貨デリバティブ口座からお客様名義の銀行口座宛てにお客様の証拠金等の全部又は一部を返還する際の銀行手数料は、原則として、お客様の負担とする。但し、当社は、FXTF GX 取引説明書 8.

ため、当社に証拠金を預託し、維持しなければならない。但し、お客様が当社に預託する証拠金その他デリバティブ口座に係る金銭に対して、当社は付利しない。

(2) 【FXTF GX】取引に必要な証拠金の預託

(a) お客様は、【FXTF GX】取引を行うに際し、当社が別途 FXTF GX 取引説明書「8. FXTF GX 取引要綱」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。

(b) 当社は経済情勢の変化等に伴い取引証拠金率を変更することができるものとし、当社が取引証拠金率を変更したときは、お客様の未決済ポジションに対しても変更後の取引証拠金率が適用されるものとする。

(c) 証拠金維持率は当社の定める一定割合を下回ってはならないものとする。

(d) お客様の口座全体の証拠金率（全体証拠金率）が、当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、当社の定める一定の水準を下回ってはならないものとする。

(3) お客様は各口座の出金可能額の範囲内でデリバティブ口座内の他の口座に振替えることが出来る。但し、当社は当該振替出金した金額を、振替と同時に振替前の口座の出金可能額から即時控除するものとする。

第 19 条（デリバティブ口座からの出金）

(1) お客様は、各口座から出金可能額の範囲内で出金することができる。

(2) お客様から出金可能額の全部又は一部の返還請求があったときは、原則として、当社は当該返還請求を受け付けた日から遅くとも 3 銀行営業日以内に、取引口座の解約にともなう返還請求の場合は当該返還請求を受け付けた日から 5 銀行営業日以内に、当該返還請求にかかる額をお客様名義の銀行口座宛てに日本円で返還する。

(3) デリバティブ口座からお客様名義の銀行口座宛てにお客様の証拠金等の全部又は一部を返還する際の銀行手数料は、原則として、お客様の負担とする。但し、当社は、FXTF GX 取引説明書 8. FXTF

FXTF GX 取引要綱「14.証拠金の返還」の定めに従い、当該手数料の一部又は全部を例外的に負担することがある。

(4) 当社が、前項に定める振込みを通常の手続に従って行ったにもかかわらず着金に遅延が生じた結果、お客様に損失又は損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとする。

(5) 本条(2)における「当該返還請求を受け付けた日」とは、お客様が、銀行営業日の午前9時前(午前9時を含まない。)に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った当日、午前9時以降(午前9時を含む。)に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った日の翌銀行営業日とする。

(6) 当社は、お客様より証拠金の返還請求を受け付けた場合、当社が正式に証拠金の返還請求を受け付けた旨を電子メールにてお客様に通知するものとする。

GX 取引要綱「14.証拠金の返還」の定めに従い、当該手数料の一部又は全部を例外的に負担することがある。

(4) 当社が、前項に定める振込みを通常の手続に従って行ったにもかかわらず着金に遅延が生じた結果、お客様に損失又は損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとする。

(5) 本条(2)における「当該返還請求を受け付けた日」とは、お客様が、銀行営業日の午前9時前(午前9時を含まない。)に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った当日、午前9時以降(午前9時を含む。)に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った日の翌銀行営業日とする。

(6) 当社は、お客様より証拠金の返還請求を受け付けた場合、当社が正式に証拠金の返還請求を受け付けた旨を電子メールにてお客様に通知するものとする。